

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に
関する条例施行規則

〔平成4年3月
共衛規則第4号〕

改正	平成7年3月山広環規則第6号	平成9年3月山広環規則第2号
	平成13年3月山広環規則第2号	平成15年5月山広環規則第2号
	平成27年4月山広環規則第3号	平成29年10月山広環規則第5号
	平成30年11月山広環規則第3号	平成31年3月山広環規則第2号
	令和2年3月山広環規則第1号	令和3年3月山広環規則第2号
	令和4年3月山広環規則第1号	令和5年3月山広環規則第1号
	令和6年3月山広環規則第3号	令和7年3月山広環規則第3号

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和43年共衛条例第6号）の施行に関し必要な事項については、山形市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和46年山形市規則第22号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとし、同規則別表第10の表については、これを次の表に読み替えるものとする。

組織の区分		職	支給区分
事務局	管理課	局長	2種
		課長	4種
		総括主幹	5種
	施設課	課長	4種
		総括主幹	5種
		立谷川リサイクルセンター	5種
		エネルギー回収施設(立谷川)	4種
		エネルギー回収施設(川口)	5種

（平7規則6、平9規則2、平13規則2、平15規則2、平27規則3、
平29規則5、平30規則3、平31規則2、令2規則1、令3規則2、

令4規則1、令5規則1、令6規則3、令7規則3・一部改正)

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月改正)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月改正)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月改正)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月改正)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月改正)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年10月改正)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月改正)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月改正)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月改正)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月改正)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。